

# 福岡県大牟田建築士会規則

## 第1章 総則

### (名称及び組織)

第1条 本会は福岡県大牟田建築士会と称し、大牟田市及びその周辺地域に居住又は勤務する建築士及び建築士の免許を受けることのできる有資格者を以て組織する。

2. 幹事会において認める場合は、居住地又は勤務地が前項によらない者も会員とすることができる。

### (目的)

第2条 福岡県大牟田建築士会（以下「本会」と称す）は、会員の品位の保持及びその業務の進歩改善を図り、建築文化の進展に寄与すると共に会員相互の親睦を図るとともに、広く一般市民に対して、建築物等に関する情報等の提供を行うことにより、市民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 会員の社会的地位の向上及び業務の進歩改善
- 二 会員の技術向上に関する施策
- 三 建築に関する調査研究及び普及宣伝
- 四 会員の指導、会員相互の連絡及び協力
- 五 一般市民に対しての建築物等に関する情報提供事業
- 六 一般市民を対象とした建築物等に関する相談業務
- 七 前各号に関する印刷物の刊行並びに頒布
- 八 その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (事務局)

第4条 本会の事務局を大牟田市におく。

### (細則)

第5条 この規則に規定しているもののほか本会の運営その他について必要な事項は細則において定める。

## 第2章 会員

### (会員の種類及び資格)

第6条 本会は次の会員で組織する。

- 一 正会員 建築士である者。
- 二 準会員 建築士の免許を受けることのできる資格を有する者。
- 三 賛助会員 個人又は団体で本会の趣旨

に賛同するもので幹事会が認めた者。

### (入会手続)

第7条 会員になろうとする者は所定の入会申込書に会費を添えて本会に申込まなければならない。

### (会費)

第8条 本会の会費は次のとおりとする。

会費 年額 15,600 円

但し賛助会員は 14,400 円

### (納入金の返却)

第9条 納入した会費の返却を求めることはできない。

### (退会)

第10条 会員が退会しようとするときは会長に申出なければならない。この場合は会員であった期間の会費を完納しなければならない。

### (資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときはその資格を失う。

- 一 死亡
- 二 破産
- 三 被後見人
- 四 禁錮以上の刑に処せられた者
- 五 除名

### (除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは幹事会の議決によって除名することができる。

- 一 不正の行為をしたとき
- 二 本会に多大なる迷惑をかけたとき
- 三 会費を1年以上滞納したとき

## 第3章 役員

### (役員)

第13条 本会に次の役員を置く

会長 1名  
副会長 2名以内  
幹事 若干名  
監事 2名以内

### (役員を選任)

第14条 幹事及び監事は総会において正会員のうちから選出する。

2. 会長、副会長は幹事会において幹事の互選による。
3. 監事は他の役員を兼ねることはできない。

### (役員任期)

第15条 役員任期は2年とし再任を妨げない。但し補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は任期満了後であっても後任者が就任するまでは、引続きその職務を行う。

(役員**の補選**)

**第16条** 会長、副会長、幹事、監査が欠けたときは第14条に準じて補選することができる。但し特に必要と認められるときは幹事会の決議によって決めることができる。この場合は次期総会の承認を受けなければならない。

(役員**の職務権限**)

**第17条** 会長は本会を代表して会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは予め会長より指名された副会長が代行する。
3. 幹事は規則、細則又は総会の決議に基き会務の執行を図る。
4. 監事は次の職務を行う
  - (1) 本会の財産の状況及び幹事の職務執行の状況を監査する。
  - (2) 特に必要がある場合は総会の招集を会長に請求することができる。

(顧**問**)

**第18条** 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は会長の推薦に基き幹事会に諮って委嘱する。
3. 顧問は会長の諮問に応じ、且つ各種の会議に随時出席して意見を述べることができる。但し議決に加わることはできない。

## 第4章 会議

(会議**の種類**)

**第19条** 会議は総会、幹事会の2種とする。

(総**会**)

**第20条** 総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

2. 会員は委任状を提出して出席に替えることができる。

(総会**の招集**)

**第21条** 総会は会長が招集する。

2. 会長は緊急の場合を除くほか、総会招集5日前までにその会議の日時場所及び附議すべき事項を示し会員に通知する。

(通常**総会**)

**第22条** 通常総会は毎年1回開くものとする。

(臨時**総会**)

**第23条** 会長は次の場合は臨時総会を招集しなければならない。

- 一 幹事会からその理由を示して総会開催の要求があったとき。
- 二 正準会員の3分の1以上から会議の目的を示して総会開催の請求があったとき。
- 三 監事から総会開催の請求があったとき。

(議決**事項**)

**第24条** 総会では次の事項を審議する。

- 一 事業計画及び予算、決算に関する事項。

二 規則の制定、改正に関する事項。

三 役員**の選任**。

四 その他の重要な事項。

(幹**事会**)

**第25条** 幹事会は会長、副会長、幹事を以て組織し、会長が随時招集して総会に提出する議案並びに細則を制定して通常業務の執行に必要な事項を掌理する。

2. 監事は幹事会に出席して意見を述べることができる。但し議決に加わることはできない。

(議**事**)

**第26条** 会長は会議の議長となる。

2. 総会は会員の3分の1以上、幹事会は構成員の2分の1以上出席しなければ開会することはできない。
3. 総会の議事は出席した会員の2分の1以上、幹事会の議事は出席した会員の2分の1以上で決する、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会員**の表決権**)

**第27条** 正準会員は総会において各1個の議決権を有する。

2. 会長、副会長、幹事は幹事会において各1個の議決権を有する。

## 第5章 資産及び会計

(経費**の支弁**)

**第28条** 本会の経費は会費その他の収入で支弁する。

(事業**年度**)

**第29条** 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 雑則

(事務局**職員**)

**第30条** 本会の事務を処理するために事務局に有給無給の職員をおくことができる。

2. 職員は会長が幹事会に諮って任免する。

(本会**の解散**)

**第31条** 本会が解散しようとするときは、総会において全会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2. 本会が解散する場合その資産の処分は解散を議決した総会の決定に従う。

## 附 則

1. この規則は平成24年5月11日から施行する。
2. 平成28年5月13日第2条ないし第3条変更、平成28年5月14日施行